

10/13月祝海老名運動公園で 第10回スポーツ・レクリエーション フェスティバル開催

第10回スポーツ・レクリエーションフェスティバル プログラム

自由参加種目	時 間											会 場	
	7時	8	9	10	11	12	13	14	15	16			
開会式													体育館大体育室
弓道初心者体験													体育館弓道場
チームライフ体験													体育館多目的室
タグ&ミニラグビー教室													陸上競技場
ターゲットバードゴルフ													プール横芝生広場
スタンブリー													体育館南側入口
エースをねらえ(ラケットを使う競技)													テニスコート
チャレンジゲーム(テニス)													〃
クラウンドゴルフ													芝生広場
遠投競技													多目的広場
ベースランニング													〃
ストラックアウト													〃
スピードボールコンテスト													〃
剣道教室													体育館剣道場
カローリング													体育館大体育室
バドミントン教室													〃
水泳指導(初心者へのワンポイントレッスン)													屋内プール
フォークダンス													体育館多目的室
民謡													体育館小体育室

対抗種目	時 間											会 場	
	7時	8	9	10	11	12	13	14	15	16			
※事前申し込みが必要です。10月3日 までに事務局へ。観覧自由。													
第3回えびな玉入れ選手権													体育館大体育室
スローピッチソフトボール大会													野球場・多目的広場
ソフトバレーボール													体育館大体育室
世界記録に挑戦42.195km/ルレー													陸上競技場
少年柔道大会													体育館柔道場

内容	時 間											会 場	
	7時	8	9	10	11	12	13	14	15	16			
子ども自転車競技大会													メインゲート広場
健康コーナー(骨密度測定など・定員あり)													体育館エントランス
健康づくり課													

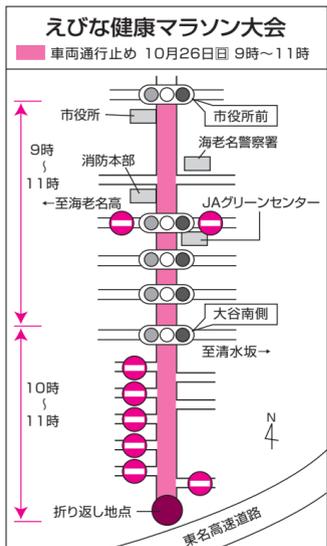
当日は、運動しやすい服装でご参加ください(体育館は、室内シューズが必要)。
 ▷日にち 10月13日(祝)
 ▷会場 海老名運動公園各施設
 ▷種目・時間 左表のとおり
 ※運動公園駐車場は混雑が予想されます。乗り合わせで来場するか、中新田小学校の臨時駐車場をご利用ください。シャトルバスを15分間隔で運行します。
 〇市スポーツ・レクリエーションフェスティバル実行委員会事務局(文化スポーツ課内、☎235・4927)。



「親子ふれあい熱気球」も実施
 巨大な熱気球から、親子で海老名のまちを眺めてみませんか。
 ▼受付(整理券配布) 日 10月13日(祝)7時~10時(整理券がなくなり次第終了)・中新田小学校

10/13日祝7時~中新田小で整理券配布
 先着200人(団体は6人まで可)。
 ▼内容 晴天・無風の日は地上15m程度の高度で搭乗時間7分程度
 ▼費用 無料
 ▼その他 整理券は一枚のみ配布代理・代表者の受け取り不可。運動公園では受け付けできません。
 ※整理券は搭乗を保証するものではありません。雨天・風速5m/s以上の場合、安全確保のため搭乗を中断・中止するため、搭乗できないことがあります。
 〇青少年会館(☎231・9787) 〇団休館。

10/26日えびな健康マラソン大会 交通規制を行います



市役所前交差点~東名高速道路高架下
 市では、「第3回えびな健康マラソン大会」を、10月26日に実施します。これに伴い、マラソンのコースとなる市道海老名駅大谷線・市役所前交差点から東名高速道路高架下までは、9時~11時の間、車両通行止めとなります。また、この時間帯は、コースを横切る道路の一部で、車両進入禁止となります(左図参照)。なお、進入禁止とならない道路からコースを横断する場合は、現場の警察官・交通指導員等の指示に従ってください。
 〇同大会実行委員会事務局(文化スポーツ課内、☎235・4927)。

表1 平成20年度保険料の算定方法

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額} + \left(\frac{\text{所得割額}}{\text{基礎控除額}} \right) \times \text{所得割率}$$

保険料(年額) 上限50万円
 均等割額 39,860円
 基礎控除額 (33万円)
 所得割率 (7.45%)
 ※土地建物等の譲渡所得や確定申告した株式譲渡所得が含まれます
 ※青色専従者給与等控除が適用されます

表2 年金から天引き(特別徴収)

年6回の年金の定期支払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。前年の所得が確定していない4月・6月・8月は、仮に算定した保険料額を天引きされ(仮徴収)、前年の所得が確定した後は、年間の保険料額から仮徴収分を差し引いた額が、10月・12月・2月の3期に分けて天引きされます(本徴収)。

〇対象
 老齢・退職(基礎)年金、遺族年金、障害年金が、年額18万円以上の方
 ※介護保険料との合計額が年金の2分の1を超える場合は天引きされません。
 ※複数の年金を受け取っている場合は、合算ではなく優先される年金が対象となります。
 ※平成20年4月から対象となった方には、特別徴収開始通知を4月上旬にお送りしました。

仮徴収			本徴収					
4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)			
納付書または口座振替で納付(普通徴収)								
7月中旬に市からお送りした納付書・口座振替で、年9回の納付期限までに納めます。								
〇対象 老齢・退職(基礎)年金、遺族年金、障害年金が、年額18万円未満の方など								
第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日	1月30日	2月28日	3月31日
※納期限が土日祝のときは、金融機関の営業日が納期限となります								
保険料の納付は簡単便利な口座振替で!								

表3 後期高齢者医療で受けられる給付

〇療養の給付(病気やけがの治療を受けたとき)
 〇入院時食事療養費(入院したときの食事代)
 〇入院時生活療養費(療養病床に入院したときの食事代・居住費)
 〇保険外併用療養費(差額を負担して医療を受けたとき)
 〇療養費
 〇訪問看護療養費(訪問看護サービスを受けたとき)
 〇移送費(緊急の入院や転院で移送が必要になったとき)
 〇高額療養費(1カ月に払った自己負担額が一定額を超えたとき)
 〇葬祭費(被保険者が死亡したときに、葬祭を行った方に対して支給されます)
 〇特別療養費
 ※いずれも申請は市役所へ。後日、広域連合から支給決定通知書が発送されます。

〔平成20年4月新設の給付「高額介護合算療養費」〕
 高額な自己負担を軽減するため、医療保険と介護保険の自己負担額を合算した年間の合計額が、一定額を超える場合に「高額介護合算療養費」が支給されます。

表4 低所得者世帯に対する軽減

10月から軽減措置が拡大されました

●所得の低い方は保険料の「均等割額」が世帯の所得により、8.5割、5割、2割軽減されます。

被保険者本人と世帯主および同じ世帯の他の被保険者の総所得金額等	軽減割合	
	変更後	変更前
33万円を超えない世帯	8.5割(注1)	7割
33万円+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主は除く)を超えない世帯	5割	5割
33万円+35万円×被保険者数を超えない世帯	2割	2割

※軽減判定の対象となる総所得金額等の算定では、基礎控除(33万円)の控除はありません
 ※65歳以上の方に係る税法上の公的年金等控除を受けている方は、年金所得から15万円を控除した額で判定します
 (注1)平成21年度から9割に変更されます

●住民税非課税などの所得の低い方は、保険料の「所得割額」が世帯の所得により軽減されます。

被保険者の賦課のもととなる所得金額 (注2)	軽減割合	
	変更後	変更前
被保険者の所得金額が58万円を超えない	5割	—

(注2)総所得金額から基礎控除(33万円)を控除した額

〇神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局(☎045・440・6700)
 保険年金課(☎235・4595)

◆被保険者証
 75歳になった方には、新しい「後期高齢者医療被保険者証」を送付しています。これから75歳になる方には、神奈川県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」)から保険証が届きます。

◆保険料と納付方法
 保険料は、被保険者が均等に負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額との合計額で、被保険者一人一人が負担します。保険料の算定基準は、県内で同一です(表1)。

◆対象(被保険者)
 後期高齢者医療制度(以下「本制度」)の被保険者となるのは、75歳以上の方(一定以上の障害があり、認定を受けた65歳以上の方を含む)です。これまでの医療保険(会社の健康保険や共済組合・国民健康保険等)から本制度の被保険者となります。

◆納付書等
 ①年金受給額が年額18万円未満の方
 ②介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える方
 ③被保険者となる直前まで会社の健康保険(被用者保険)に加入していた方など

◆保険料の軽減措置
 所得の低い世帯の被保険者の方は、均等割額が軽減されます。ただし、遺族年金や障害年金を受給中などの理由で、市民税の申告をしていない方は、軽減対象外となりますので、必ず申告してください。

◆医療の給付内容
 現在の保険料の納付方法は、公的年金から天引きとなつていて、次のように変更されています。

◆健康診査を実施
 市では、生活習慣病の早期発見・重症化の予防のため、被保険者を対象として、後期高齢者健康診査を実施しています。

◆納付方法を変更可
 ●軽減措置を見直し
 ●被扶養者も負担を
 年金天引きから口座振替に変更できます

お知らせ 後期高齢者医療制度 (長寿医療制度)

◆健康診査を実施
 市では、生活習慣病の早期発見・重症化の予防のため、被保険者を対象として、後期高齢者健康診査を実施しています。

◆納付方法を変更可
 ●軽減措置を見直し
 ●被扶養者も負担を
 年金天引きから口座振替に変更できます

◆健康診査を実施
 市では、生活習慣病の早期発見・重症化の予防のため、被保険者を対象として、後期高齢者健康診査を実施しています。

◆納付方法を変更可
 ●軽減措置を見直し
 ●被扶養者も負担を
 年金天引きから口座振替に変更できます